

参考資料

- 参考資料 1 看護師等の人材確保の促進に関する法律
- 参考資料 2 看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく都道府県ナースセンター及び中央ナースセンターに関する省令
- 参考資料 3 看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針
- 参考資料 4 看護婦等の人材確保の促進に関する法律の看護婦等確保推進者に係る留意事項について
- 参考資料 5 中央ナースセンター事業の実施について
- 参考資料 6 都道府県ナースセンター事業の実施について
- 参考資料 7 都道府県ナースセンター事業について
- 参考資料 8 ナースセンター所在地一覧

参考資料1

看護師等の人材確保の促進に関する法律

制定	平成 4年 6月26日	法律第 86号
改正	平成 4年 7月 1日	法律第 89号
	平成 5年11月12日	法律第 89号
	平成 5年11月19日	法律第 90号
	平成 9年12月17日	法律第124号
	平成 9年12月17日	法律第125号
	平成11年 7月 7日	法律第 85号
	平成11年 7月16日	法律第 87号
	平成11年12月22日	法律第160号
	平成12年12月 6日	法律第141号
	平成13年12月12日	法律第153号
	平成17年 6月29日	法律第 77号
	平成18年 6月 2日	法律第 50号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 看護師等の人材確保の促進（第3条―第13条）
第3章 ナースセンター
第1節 都道府県ナースセンター（第14条―第19条）
第2節 中央ナースセンター（第20条―第22条）
第4章 雑則（第23条―第25条）
附則

第1章 総則

【目的】

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、看護師等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本指針を定めるとともに、看護師等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等を、看護に対する国民の関心と理解を深めることに配慮しつつ図るための措置を講ずることにより、病院等、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護師等を確保し、もって国民の保健医療の向上に資することを目的とする。

（平成13年法律第153号・一部改正）

【定義】

第2条 この法律において「看護師等」とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

2 この法律において「病院等」とは、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。次項において同じ。）、助産所（同法第2条第1項に規定する助産所をいう。次項において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設をいう。次項において同じ。）及び指定訪問看護事業（同法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第4項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。次項において同じ。）を行う事業所をいう。

3 この法律において「病院等の開設者等」とは、病院、診療所、助産所及び介護老人保健施設の開設者並びに指定訪問看護事業を行う者をいう。（平成4年法律第89号・平成5年法律第90号・

第2章 看護師等の人材確保の促進

【基本指針】

第3条 厚生労働大臣及び文部科学大臣（文部科学大臣にあつては次項第2号に掲げる事項に限る。）は、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は次のとおりとする。

- (1) 看護師等の就業の動向に関する事項
- (2) 看護師等の養成に関する事項
- (3) 病院等に勤務する看護師等の処遇の改善（国家公務員及び地方公務員である看護師等に係るものを除く。次条第1項及び第5条第1項において同じ。）に関する事項
- (4) 看護師等の資質の向上に関する事項
- (5) 看護師等の就業の促進に関する事項
- (6) その他看護師等の確保の促進に関する事項

3 基本指針は、看護が国民の保健医療に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、病院等、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護師等を確保し、あわせて当該看護師等が適切な処遇の下で、自信と誇りを持って心の通う看護を提供することができるように、看護業務の専門性に配慮した適切な看護業務の在り方を考慮しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応した均衡ある看護師等の確保対策を適切に講ずることを基本理念として定めるものとする。

4 厚生労働大臣及び文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣及び文部科学大臣にあつては第2項各号に掲げる事項につき医療関係者審議会の意見を、厚生労働大臣にあつては同項第3号に掲げる事項のうち病院等に勤務する看護師等の雇用管理に関する事項並びに同項第5号及び第6号に掲げる事項につき労働政策審議会の意見をそれぞれ聴き、及び都道府県の意見を求めるほか、総務大臣に協議しなければならない。

5 厚生労働大臣及び文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（平成11年法律第160号・平成13年法律第153号・一部改正）

【国及び地方公共団体の責務】

第4条 国は、看護師等の養成、資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、看護師等の処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動等を通じて、看護の重要性に対する国民の関心と理解を深め、看護業務に対する社会的評価の向上を図るとともに、看護に親しむ活動（傷病者等に対しその日常生活において必要な援助を行うこと等を通じて、看護に親しむ活動をいう。以下同じ。）への国民の参加を促進することに努めなければならない。

4 地方公共団体は、看護に対する住民の関心と理解を深めるとともに、看護師等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平成13年法律第153号・一部改正）

【病院等の開設者等の責務】

第5条 病院等の開設者等は、病院等に勤務する看護師等が適切な処遇の下で、その専門知識と技術を向上させ、かつ、これを看護業務に十分に発揮できるよう、病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（平成13年法律第153号・一部改正）

2 病院等の開設者等は、看護に親しむ活動への国民の参加を促進するために必要な協力を行うよう努めなければならない。

【看護師等の責務】

第6条 看護師等は、保健医療の重要な担い手としての自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、自ら進んでその能力の開発及び向上を図るとともに、自信と誇りを持ってこれを看護業務に発揮するよう努めなければならない。

(平成13年法律第153号・一部改正)

【国民の責務】

第7条 国民は、看護の重要性に対する関心と理解を深め、看護に従事する者への感謝の念を持つよう心がけるとともに、看護に親しむ活動に参加するよう努めなければならない。

【指導及び助言】

第8条 国及び都道府県は、看護師等の確保を図るため必要があると認めるときは、病院等の開設者等に対し、基本指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うものとする。

(平成13年法律第153号・一部改正)

【雇用福祉事業としての助成】

第9条 政府は、病院等に勤務する看護師等の福祉の増進を図るため、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第64条の雇用福祉事業として、病院等の開設者等に対して、雇用管理に関する必要な知識の習得のために必要な助成を行うものとする。

(平成13年法律第153号・一部改正)

【公共職業安定所の職業紹介等】

第10条 公共職業安定所は、就業を希望する看護師等の速やかな就職を促進するため、雇用情報の提供、職業指導及び就職のあっせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

(平成13年法律第153号・一部改正)

【看護師等就業協力員】

第11条 都道府県は、社会的信望があり、かつ、看護師等の業務について識見を有する者のうちから、看護師等就業協力員を委嘱することができる。

2 看護師等就業協力員は、都道府県の看護師等の就業の促進その他看護師等の確保に関する施策及び看護に対する住民の関心と理解の増進に関する施策への協力その他の活動を行う。

(平成13年法律第153号・一部改正)

【看護師等確保推進者の設置等】

第12条 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該病院に看護師等確保推進者を置かななければならない。

(1) その有する看護師等の員数が、医療法第21条第1項第1号の規定に基づく厚生労働省令の規定によって定められた員数を著しく下回る病院として厚生労働省令で定めるもの。

(2) その他看護師等の確保が著しく困難な状況にあると認められる病院として厚生労働省令で定めるもの。

2 看護師等確保推進者は、病院の管理者を補佐し、看護師等の配置及び業務の改善に関する計画の策定その他看護師等の確保に関する事項を処理しなければならない。

3 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師その他看護師等の確保に関し必要な知識経験を有する者として厚生労働省令で定めるものでなければ、看護師等確保推進者となることができない。

4 第1項に規定する病院の開設者は、看護師等確保推進者を置いたときは、その日から30日以内に、当該病院の所在地を管轄する都道府県知事に、その看護師等確保推進者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。看護師等確保推進者を変更したときも、同様とする。

5 都道府県知事は、看護師等確保推進者が第2項に規定する職務を怠った場合であつて、当該看護師等確保推進者に引き続きその職務を行わせることが適切でないとき、第1項に規定する病院の開設者に対し、期限を定めて、その変更を命ずることができる。

(平成4年法律第89号・平成5年法律第89号・平成11年法律第87号・平成11年法律第160号・平成12年法律第141号・平成13年法律第153号・一部改正)

【国の開設する病院についての特例】

第13条 国の開設する病院については、政令で、この章の規定の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

第3章 ナースセンター

第1節 都道府県ナースセンター

【指定等】

第14条 都道府県知事は、看護師等の就業の促進その他の看護師等の確保を図るための活動を行うことにより保健医療の向上に資することを目的として設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の法人であって次条に規定する業務を適性かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに1個に限り、都道府県ナースセンター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者が職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条第1項の許可を受けて看護師等につき無料の職業紹介事業を行う者でないときは、前項の規定による指定をしてはならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、当該都道府県センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 都道府県センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（平成13年法律第153号・平成18年法律第50号・一部改正）

【業務】

第15条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 病院等における看護師等の確保の動向及び就業を希望する看護師等の状況に関する調査を行うこと。
- (2) 訪問看護（傷病者等に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。）その他の看護についての知識及び技能に関し、看護師等に対して研修を行うこと。
- (3) 前号に掲げるもののほか、看護師等に対し、看護についての知識及び技能に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- (4) 第12条第1項に規定する病院その他の病院等の開設者、管理者、看護師等確保推進者等に対し、看護師等の確保に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- (5) 看護師等について、無料の職業紹介事業を行うこと。
- (6) 看護に関する啓発活動を行うこと。
- (7) 前号に掲げるもののほか、看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

（平成13年法律第153号・一部改正）

【公共職業安定所との連携】

第16条 都道府県センターは、公共職業安定所との密接な連携の下に前条第5号に掲げる業務を行わなければならない。

【事業計画等】

第17条 都道府県センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

（平成11年法律第160号・一部改正）

【監督命令】

第18条 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、都道府県センタ

一に対し、監督上必要な命令をすることができる。

【指定の取消し等】

第19条 都道府県知事は、都道府県センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消さなければならない。

- (1) 第15条第5項に掲げる業務に係る無料の職業紹介事業につき、職業安定法第33条第1項の許可を取り消されたとき。
- (2) 職業安定法第33条第3項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間について、同条第4項において準用する同法第32条の規定による更新を受けたときにあっては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後、同法第33条第4項において準用する同法第32条の6第2項に規定する許可の有効期間の更新を受けていないとき。

2 都道府県知事は、都道府県ナースセンターが次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 第15条各号に掲げる業務を適性かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- (2) 指定に関し不正の行為があったとき。
- (3) この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

3 都道府県知事は、前2項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（平成5年法律第89号・平成11年法律第85号・一部改正）

第2節 中央ナースセンター

【指定】

第20条 厚生労働大臣は、都道府県センターの業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県センターの健全な発展を図るとともに、看護師等の確保を図り、もって保健医療の向上に資することを目的として設立された民法第34条の法人であつて、次条に規定する業務を適性かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて1個に限り、中央ナースセンター（以下「中央センター」という。）として指定することができる。

（平成11年法律第160号・平成13年法律第153号・平成18年第50号・一部改正）

【業務】

第21条 中央センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 都道府県センターの業務に関する啓発活動を行うこと。
- (2) 都道府県センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。
- (3) 都道府県センターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県センターその他の関係者に対し提供すること。
- (4) 2以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、都道府県センターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

（平成13年法律第153号・一部改正）

【準用】

第22条 第14条第3項から第5項まで、第17条、第18条並びに第19条第2項及び第3項の規定は、中央センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第20条」と、第18条中「この節」とあるのは「次節」と、第19条第2項中「指定を」とあるのは「第20条の指定による指定（以下この条において「指定」という。）を」と、「第15条各号」とあるのは「第21条各号」と、「この節」とあるのは「次節」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（平成5年法律第89号・平成11年法律第160号・一部改正）

第4章 雑則

【経過措置】

第23条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

【罰則】

第24条 次の各号の1に該当する者は、20万円以下の過料に処する。

(1) 第12条第1項の規定に違反して看護師等確保推進者を置かなかつた者

(2) 第12条第5項の規定による命令に違反した者

(平成13年法律第153号・一部改正)

第25条 第12条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

【施行期日】

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成4年政令第344号で平成4年11月1日から施行)

附 則 (平成4年7月1日法律第89号) 抄

【施行期日】

第1条 この法律中第1条、次条から附則第12条まで、附則第14条、附則第20条及び附則第21条の規定は公布の日から、附則第13条の規定は看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）の施行の日から、第2条及び附則第15条から第19条までの規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行の日＝平成4年11月1日)

(平成5年政令第6号で平成5年4月1日から施行)

【罰則に関する経過措置】

第20条 この法律の施行前にした行為及び附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第1条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【その他の経過措置の政令への委任】

第21条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成5年11月12日法律第89号) 抄

【施行期日】

第1条 この法律は、行政手続法（平成5年法律第88号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成6年10月1日)

【諮問等がされた不利益処分に関する経過措置】

第2条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第13条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

【罰則に関する経過措置】

第13条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第14条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定

により行われたものとみなす。

【政令への委任】

第15条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成5年11月19日法律第90号）抄

【施行期日】

第1条 この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

附 則（平成9年12月17日法律第124号）

【施行期日】

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成12年4月1日）

附 則（平成9年12月17日法律第125号）抄

【施行期日】

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第1条の4の改正規定及び第42条の改正規定（同条に2項を加える部分を除く。）並びに附則第3条、第9条及び第14条の規定は、公布の日から施行する。

（平成10年政令第45号で平成10年4月1日から施行）

【その他の経過措置の政令への委任】

第14条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成11年7月7日法律第85号）抄

【施行期日】

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成11年政令第368号で平成11年12月1日から施行）

附 則（平成11年7月16日法律第87号）抄

【施行期日】

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中地方自治法第250条の次に5条、節名並びに2款及び款名を加える改正規定（同法第250条の9第1項に係る部分（両議員の同意をえることに係る部分に限る。）に限る）、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定（同法附則第10項に係る部分に限る。）、第244条の規定（農業改良助長法第14条の3の改正規定に係る部分を除く。）並びに第472条の規定（市町村の合弁の特例に関する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日

【国等の事務】

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、地方公共団体その他公共団体の事務（附則第161号において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

【処分、申請等に関する経過措置】

第160条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則

第163条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

【不服申立てに関する経過措置】

第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁みなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

【手数料に関する経過措置】

第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

【罰則に関する経過措置】

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【その他の経過措置への政令の委任】

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

【検討】

第250条 新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第1に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

中央省庁等改革関係法施行法(平成11年法律第160号)抄

【処分、申請等に関する経過措置】

第1301条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

【従前の例による処分等に関する経過措置】

第1302条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとする。

【罰則に関する経過措置】

第1303条 改革関係法等の施行前にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【政令へに委任】

第1344条 第71条から第76条まで及び第1301条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）

【施行期日】

第1条 この法律は（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第995条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

附 則（平成12年12月6日法律第141号）

【施行期日】

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成13年政令第15号で平成13年3月1日から施行）

附 則（平成13年12月12日法律第153号）

【施行期日】

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成14年政令第3号で平成14年3月1日から施行）

【看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置】

第31条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の看護婦等の人材確保の促進に関する法律（次項及び第3項において「旧看護婦等人材確保法」という。）第3条の規定により定められている同条第1項の基本指針は、前条の規定による改正後の看護師等の人材確保の促進に関する法

律（次項において「新看護師等人材確保法」という。）第3条の規定により定められた同条第1項の基本指針とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧看護婦等人材確保法第12条第1項の規定による置かれている看護婦等確保推進者は、新看護師等人材確保法第12条第1項の規定により置かれた看護師等確保推進者とみなす。

3 この法律の施行前に発生した事項につき旧看護婦等人材確保法第12条第4項の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

【処分、手続等に関する経過措置】

第42条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

【罰則に関する経過措置】

第43条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【経過措置の政令への委任】

第44条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成17年6月29日法律第77号）抄

【施行期日】

第1条 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第55条 この法律の施行前にした行為及び附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月2日法律第50号）抄

（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

参考資料2

看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく都道府県ナースセンター及び中央ナースセンターに関する省令

発令	平成 4年10月21日	厚生省・労働省令第 6号
改正	平成12年12月25日	厚生省・労働省令第14号
	平成14年 2月22日	厚生労働省令第14号
	平成17年 3月 7日	厚生労働省令第25号

看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第17条（第22条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、及び同法を実施するため、看護婦等の人材確保の促進に関する法律に基づく都道府県ナースセンター及び中央ナースセンターに関する省令を次のように定める。

看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく都道府県ナースセンター及び中央ナースセンターに関する省令（平成14年厚生労働省令第14号・改称）

【指定の申請】

第1条 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及び事務所の所在地
- (2) 代表者の氏名
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
 - (1) 定款又は寄附行為
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
 - (4) 法第15条に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
 - (5) 資産の総額並びにその種類及びこれを証する書類

（平成14年厚生労働省令第14号・平成17年厚生労働省令第25号・一部改正）

【名称等の変更の届出】

第2条 法第14条第4項の規定により届出をしようとする都道府県ナースセンター（以下「都道府県センター」という。）は、次の事項を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

- (1) 変更後の名称、住所又は事務所の所在地
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

【事業計画書等の提出】

第3条 法第17条第1項前段の事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）行わなければならない。

- 2 都道府県センターは、法第17条第1項後段の規定により事業計画書又は収支予算書を変更したときは、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 法第17条第2項の事業報告書及び収支決算書の提出は、毎事業年度終了後3月以内に行わなければならない。

【準用】

第4条 前3条の規定は、中央ナースセンターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第1条第1項中「第14条第1項」とあるのは「第20条」と、同条第2項中「法第15条」とあるのは「法第21条」と、第2条中「法第14条第4項」

とあるのは「法第22条において準用する法第14条第4項」と、第3条第3項中「第17条第1項前段」とあるのは「法第22条において準用する法第17条第1項前段」と、同条第2項中「法第17条第1項後段」とあるのは「法第22条において準用する法第17条第1項後段」と、同条第3項中「法第17条第2項」とあるのは「法第22条において準用する法第17条第2項」と読み替えるものとする。
(平成12年厚生労働省令第10号・一部改正)

附 則

この省令は、法の施行の日（平成4年11月1日）から施行する。

附 則（平成12年12月25日／厚生省／労働省令第10号）抄

【施行期日】

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成14年2月22日厚生労働省令第14号）抄

1 この省令は保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成14年3月1日）から施行する。

附 則（平成17年3月7日厚生労働省令第25号）抄

（施行期日）

第1条 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成17年3月7日）から施行する。

看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針

平成4年12月25日
文部省／厚生省／労働省／告示
第1号

看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)第3条第1項の規定に基づき、看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針を次のように策定したので、同条第5項の規定により告示する。

看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針

保健婦、助産婦、看護婦、看護師、准看護婦及び准看護師(以下「看護婦等」という。)は、病院等(看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成4年6月法律第86号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する病院等をいう。以下同じ。)において、最も身近な医療関係職種として、国民の保健医療の向上に大きく貢献してきている。

その看護婦等は、就業者数をみると平成2年で約83万4千人と我が国医療関係職種の中で最も多数を占めており、チーム医療の中において、大きな役割を果たしてきているが、今後も、人口の急速な高齢化、医学・医療の高度化・専門化、訪問看護をはじめ看護婦等が働く場の拡大等を背景に、需要は引き続き増大していくものと考えられる。

また、サービスの提供者である医療従事者、とりわけ24時間体制での勤務となる看護婦等が健康で業務に意欲を持って取り組むことは、満足のいく患者ケアを行うためにも重要である。

一方、我が国における出生率は低下を続けており、若年労働力人口は2000年以降は減少傾向をたどると予想されることから、必要な看護婦等を確保していく上で、労働時間、夜勤等の処遇条件の改善、社会的な評価の向上等その業務、職場環境を魅力あるものとしていく必要がある。

かかる状況の下で、増大する需要に対応できる看護婦等の確保を進めることは喫緊の課題となっており、その取組に当たっては、当面緊急を要する措置を速やかにとりつつも、中長期的視点に立って、養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等について、関係者が一体となり総合的に進めることが必要である。

この指針は、国、地方公共団体、病院等、看護婦等、そして国民がそれぞれの立場において取り組むべき方向を示すことにより、今後の高齢社会における保健医療を担う看護婦等の確保を図り、国民に良質かつ適切な医療の提供を図ることを目的とするものである。

第1 看護婦等の就業の動向に関する事項

1 看護婦等の就業の現状

看護婦等の就業者数は、平成2年末では約83万4000人で、その就業場所は、病院が約60万2千人(72.2%)、診療所が約17万8千人(21.4%)、助産所が約4千人(0.5%)、その他が約5万人(5.9%)となっており、病院への就業者が増加する傾向にある。

一方、看護婦及び看護師(以下「看護婦(士)」という。)並びに准看護婦及び准看護師(以下「准看護婦(士)」という。)の就業者数は、平成2年末においては、看護婦(士)が53.8%を占めており、増加傾向にある。勤務先については、看護婦(士)は、平成2年には病院84.0%、診療所11.9%となっており、病院への集中が進んでいるのに対して、准看護婦(士)は診療所への勤務者が増加している。

病床規模別の就業先は、平成2年では300床以上499床以下の病院では10万697人、500床以上の病院では11万8,849人となっており、大病院における看護婦(士)数の増加がみられる一方、それ以下の病院では、看護婦(士)数が減少し、准看護婦(士)が増加している。

なお、病院に勤務する看護婦等の100床当たりの数は、平成2年では35.9人(病床数約167万7千床)と増加傾向にあり、患者2.3人当たり1人の配置となっている。

さらに、開設主体別にみると国立の場合、平成2年においては看護婦(士)5万2,517人、准看護婦(士)8,531人、比率にして6対1となっており、公立・公的病院とともに看護婦(士)の割合が増加し

ている。これに対して、医療法人立の場合には、平成2年においては看護婦(士)7万7,397人、准看護婦(士)10万7,713、比率にして2対3と大きな変化は見られない。

また、看護師・准看護師の数は、平成2年においては合わせて2万4,138人となっており、増加傾向にあるものの看護婦(士)、准看護婦(士)全体のパーセントにとどまっている。

その他、平成2年においては、昭和63年から本格実施された老人保健施設に2,583人の看護婦等が就業しているほか、保健婦については、保健所8,749人、市町村11,673人、病院・診療所4,706人、助産婦については、病院・診療所18,231人という就業状況となっている。

2 今後の就業傾向

看護婦等の就業先の大半を占めてきた病院・診療所における需要は、医学・医療の高度化・専門化、週40時間労働制の実施・定着や夜勤体制の改善等に伴って増加することが見込まれ、老人保健施設等における需要も増加すると見込まれるものの、病院・診療所が主たる就業先という基本的な傾向に大きな変化はないものと考えられる。

一方、今後、医療法改正による施設機能の体系化に伴う人員配置基準の見直しや看護業務の在り方の見直しに伴って状況が変化する面もあると考えられるので、これらの動向に留意する必要がある。

平成2年度から平成11年度を計画期間とする高齢者保健福祉推進十か年戦略や老人訪問看護制度の進展により看護婦等の需要も増加していくものと考えられるが、こうした新しい職場の中には、昼間業務も多いことから、家庭の事情などにより夜勤ができず、潜在化していた者の就業が期待される。

また、平成5年度には、各都道府県、市町村における老人保健福祉計画の策定が予定されており、地域保健医療計画の展開と併せて、保健、医療、福祉の連携による保健事業がますます活発化し、保健婦需要が高まるものと考えられる。

なお、今後、現在全女子労働人口の3.3%を占めている看護婦等の就業者数を、若年女子労働人口の減少傾向の中で増加させていくためには、計画的な養成とともに、離職の防止と再就業の促進に留意して確保を進める必要がある。

特に再就業の促進に当たっては、平成元年現在約43万人と推計されている潜在看護婦等の動向を随時適切に把握していくことが重要である。

第2 看護婦等の養成に関する事項

1 看護婦等の養成の現状

(1) 養成制度の現状

我が国の看護婦等の資格制度は、保健婦、助産婦、看護婦(士)及び准看護婦(士)からなり、教育は、大学、短期大学、高等学校、養成所等で行われている。

また、教育課程は、保健婦課程、助産婦課程、看護婦課程(3年課程、2年課程)及び准看護婦課程からなり、これらは全日制、昼間定時制、夜間定時制など多様な形態で構成されている。このうち、看護婦2年課程及び准看護婦課程は、一部を除いて就業を伴う形態となっている。

平成4年4月現在、看護婦課程は、3年課程が500校(大学14校、短期大学59校を含む。)、1学年定員2万5,310人であり、2年課程が420校(短期大学14校を含む。)、1学年定員1万7,891人、また、准看護婦課程が612校(高等学校133校を含む。)、1学年定員3万1,990人となっている。

(2) 教育課程の現状

教育内容については、昭和23年に制定された保健婦助産婦看護婦法(昭和23年7月法律第203号)に基づく保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和26年8月文部省令・厚生省令第1号)により規定されているが、人口の高齢化、疾病構造の変化、医学・医療の高度化・専門化、在宅医療の推進等看護教育を取り巻く環境の変化に対応して、これまでに数次にわたり各職種の教育課程や学校養成所の指定基準等の改正が行われている。

看護婦等の教育課程については、今後とも医学医術の進展、保健医療福祉ニーズの変化に伴う看護の理論や技術の進展等に応じて随時見直す必要がある。

(3) 教員養成の現状

看護教育における教育内容を向上させ、看護の現場において専門性が高く、かつ、心の通った看護を提供できる質の高い看護婦等を養成していくためには、教育環境の整備と質の高い教育者の確保が必要とされるが、現在、大学においては看護に関する課程が少なく、十分に看護教員を養成できない

状況にあり、養成所の看護教員の養成は、厚生省等において行われてきている。

2 看護婦等の養成の考え方

(1) 需給見通しに沿った新卒就業者の確保

平成3年12月に厚生省が策定した看護職員需給見通しにおいては、平成12年までに、7,700人の養成者数の増を図り、新卒就業者数が6万3,800人となると見込まれているが、看護婦等の需給は医療供給体制や看護業務の在り方、福祉対策の展開等により変化するものであるため、状況の変化に即応して適切に見直し等を加えた需給見通しに基づき、看護婦等の養成を図っていく必要がある。

また、学校養成所の新規入学者の大半を占める18歳女子人口が減少するため、2000年には18歳女子人口の7.7%が就学する必要があるため、国及び地方公共団体においては、必要な看護婦等の確保が図られるよう、就学者の確保対策の充実等を図っていく必要がある。その際、男子学生の受入れに対する教育環境の整備を進めていく必要がある。なお、これらに加えて、他の分野で働く社会人の養成施設への受入れについても検討を加える必要がある。国においては、これらを含めて需給見通しに沿った就業者数の確保に努めるべきである。

(2) 資質の高い看護婦等の養成

ア 教育制度の見直し

看護婦等の教育課程については、医学・医療の高度化・専門化や看護の理論、技術の進展等に即応して改正が行われているが、高学歴化、少子化が進んでいることから、看護婦等を希望する者を確保する意味でも、職業資格とその教育の魅力を高めていく必要がある。このため、学生の高学歴志向を踏まえ、医療需要を勘案しながら、看護婦3年課程の整備や看護婦2年課程の整備等を図っていく必要がある。

イ 看護婦等をめざす学生の確保

18歳人口の減少が確実に予測されている時期において、意欲のある若年層の志願者を得るためには、看護の魅力積極的に若年層に伝える対策が必要であり、国、地方公共団体等による啓発活動も重要である。

また、各教育機関自らがそれぞれの特色に応じた方法で、こうした若者を看護の世界にひきつけることに取り組み、あるいは看護婦等自身又は職能団体自身が若年層への啓発を行うべきである。

ウ 看護教員等養成の在り方

看護教育の内容の充実を図り、養成される看護婦等の資質を高めていくためには資質の高い教育者の確保を図ることが重要であり、大学の整備が期待される。看護婦等学校養成所の教員需要に対応していく上でも、看護系大学の整備を進めるほか、国、地方公共団体等の教員養成研修についても、研修期間の延長、適切な教育水準の設定等早急な対応が望まれる。

また、看護教育においては、実習病院における臨床指導が重要であり、実習施設の確保と臨床指導に当たる実習指導者の必要な数の確保とその質の向上を図る必要がある。このため、国においては、実習の実質的効果が高まるよう、実習指導者の研修計画の企画・実施、実習指導の効果的な方法、指導者の資質、指導技術の在り方などの検討に努めるとともに、都道府県においてはその研修養成に努める必要がある。

エ 看護系大学・大学院の整備充実

近年の医学・医療の進歩・発展に伴う高度化・専門分化等に十分対応し得る看護の専門的知識・技術と豊かな人間性や的確な判断力を有する資質の高い看護婦等を大学において養成することが社会的に要請されている。

また、看護婦等学校養成所の看護教育の充実のためには、これらの学校養成所の教員としてふさわしい資質を備えた優秀な人材を確保する必要があり、その基盤となる看護系大学(学部、学科を含む。以下同じ。)の整備が課題となっている。

このため、看護教育の充実と教員等指導者の養成を図る観点から、看護系大学の整備充実を一層推進していく必要がある。

さらに、看護系大学の整備充実に伴い、今後、ますます必要とされる大学等の教員や研究者の養成を図るため、看護系大学院の整備充実にも努める必要がある。

また、看護系短期大学(学科を含む。)については、高度な知識と技術をもった看護婦等の養成に大きな役割を担っており、今後ともその整備に努める必要がある。

第3 病院等に勤務する看護婦等の処遇の改善に関する事項

1 夜勤負担の軽減等

近年、若年労働者が職業選択をするに当たっては、週休や労働時間を重視する傾向が見られるところであり、他の職業との比較において看護婦等が敬遠されることのないよう、早急に労働時間の短縮を図る必要がある。このため、当面は、週40時間労働制を目指して、完全週休2日制の普及等労働時間短縮を進めていく必要がある。その際、看護婦等の処遇改善の実をあげるためには、外来部門の土曜日休診を進めていくことも必要であり、これに対応できるよう地域における救急医療体制の整備を進めていくことが必要である。

出産、結婚とともに代表的な離職理由である夜勤は、看護婦等が勤務する上で大きな負担となっており、看護婦等の継続勤務を促進する上では、その負担の軽減が必要である。このため、看護婦等の夜勤負担を軽減し、働きやすい職場づくりを進める上で、入院患者の状況等に応じて、複数を主として月8回以内の夜勤体制の構築に向けて積極的に努力する必要がある。

このほか、年次有給休暇についても、勤務割を長期的に組むこと等により、計画的な休暇の取得を可能とするよう取り組む必要がある。

また、看護婦等の業務の特殊性にかんがみ、その安全と健康を確保するため、院内における作業や環境の管理、心身の健康管理、業務面での悩みに対応できる管理体制を確立していくことが望ましい。

2 給与水準等

給与水準については、個々の病院等の経営状況、福利厚生対策等を踏まえて、労使において決定されるものであり、病院等の労使にあつては、人材確保の観点に立ち、看護婦等をはじめとする従業員の給与について、その業務内容、勤務状況等を考慮した給与水準となるよう努めるべきである。

平成4年4月の診療報酬改定においては、看護婦等の処遇改善に資するため、看護料の大幅な引上げを図るほか、勤務時間、夜勤体制を勘案した加算制度が創設されたところであり、病院等の開設者はこれら改定の趣旨を踏まえた給与水準となるよう努める必要がある。また、国は、必要に応じて診療報酬改定の趣旨等を病院等の関係者に十分に説明するとともに、各病院等において適切な対応が図られるよう趣旨の徹底について協力要請等に努める必要がある。

これらを踏まえ、今後とも看護婦等の給与について適切な水準となるようにする必要がある。

また、退職金制度の充実等を定着対策として意義があると考えられるので、中小企業退職金共済制度の利用等を含めてその充実を努めるべきである。

3 看護業務の改革

今後、病院等の人材の確保や適切なサービスの提供を図る上で、看護婦等をはじめ医療従事者が生きがいを持って専門職としての力を発揮できる体制を構築することが重要である。このため、病院等においては、患者のケアの向上が図られるよう看護婦等の業務の見直しを行い、ベッドサイドケアの充実を中心に看護の独自性が発揮され、働きやすい業務体制を作っていく必要がある。見直しに当たっては、病院等は、患者のニーズ、病院等の立地や規模、運営の効率化等を踏まえ、働く者が働きやすく、より適切な看護サービスが提供できるよう、多様な勤務体制の採用、薬剤師等他の医療関係職種や看護助手、病棟事務員等との業務分担の見直し、送送りの改善等の看護業務自体の見直し、特殊入浴装置、電動ベッド等の業務省力化機器の導入等それぞれの病院等の状況に応じた最適の就業環境となるようにすべきである。その際、看護業務を実施する上で特に密接に関連する医師等の関係者と看護部門とが協同してチーム医療に当たることができるよう、より適切な業務連携のルール作り等を進めることが必要である。

看護業務の見直しを行う場合には、患者に提供されるケアの質が確保されるとともに、業務分担を見直す場合には他職種の理解を得ることが求められるので、看護部門だけの検討ではなく病院等全体としての取組が必要である。

これらを踏まえ、国においても病院等の創意と工夫を生かした業務改善が進められるよう、業務改善のマニュアルの策定等各種の施策を通じて支援する必要があるとともに、看護サービスの質的な水準に着目した適切な評価に配慮すべきである。

4 福利厚生の実施等

看護婦等は女性が大半を占めており、育児が離職理由の1つとなっているが、夜勤等により一般の保育所の利用が困難な場合もあるので、院内保育施設の利用が効果的である。したがって、病院等においては、地域の実情や利用者のニーズに応じて院内保育体制を整えるとともに、国及び地方公共団体においては、中小病院等が共同利用できる施設等多様な形態や24時間対応できる体制の整備等院内保育の充実を図っていく必要がある。

また、病院等の立地や住居との関係から、院内保育施設の利用が困難な場合もあるので、国及び地方公共団体においては、夜間保育、延長保育等の保育対策の充実を図る必要がある。さらに、病院等の職場における育児休業制度の普及定着を図るとともに、病院等においては国の援助を活用し、休職後の円滑な復帰が図られるよう講習等の実施に努める必要がある。

他に福利厚生面としては、独身者用個室や世帯住宅など宿舍の確保が定着促進を図る上で効果的であり、公的支援の活用などを通じて努力するべきである。その他、病院等が規模により、単独であるいは共同でレクリエーション等を行うことのできるリフレッシュのための施設を確保すること等も今後検討するべきである。

5 雇用管理体制の整備

雇用管理の改善等により看護婦等の処遇の改善を図るためには、病院等における責任ある雇用管理体制を確立する必要があるが、そのためにはまず、病院等の内部における雇用管理についての責任体制を明確化するとともに、病院等の開設者等雇用管理の責任者が、看護婦等の雇用管理について十分な知識・経験を身につける必要がある。

その際、これら責任者に対して労働関係法令等の周知・徹底を図るとともに、看護婦等雇用管理研修助成金の活用により、雇用管理研修の積極的な受講を図るほか、病院等のみでは十分な改善を行えない場合には、福祉重点公共職業安定所をはじめとする公共職業安定所の雇用管理に関する相談・援助サービスの活用を図ることが望ましい。

6 病院等における看護業務及び看護部門の位置付けの明確化

看護婦等は、病院等において医療チームの一員として業務を行っているが、離職理由の中には医師等医療関係者がチーム医療の一端を担う看護婦等の役割について認識が十分でないことに伴う人間関係への不満が見られる。

看護婦等が生きがいを持って専門職としての力を発揮できる体制を構築していくためには、病院等における看護業務及び看護部門の位置付けを明確化していくよう看護部門だけでなく、管理者以下病院等全体として組織的な取組を行い、職場の人間関係の改善に努めるという視点が重要である。

また、医学教育、医師の研修、病院経営者の研修等にチーム医療の考え方や概念を取り入れる等の方策により、病院等における看護業務及び看護部門の位置付けを明確にするための環境づくりを進めていくことも必要である。

第4 看護婦等の資質の向上に関する事項

1 生涯にわたる研修の必要性

医学・医療の高度化・専門化が進む中で、看護業務に直接必要な専門的知識や技術とともに、コンピューターの導入等による新しい体制への対応等、業務を長期間にわたって継続していくためには、多方面にわたる基本的な知識について学習を行う必要がある。また、自らの専門性をより高めていくことも重要である。

患者の人間性、痛みや苦しみへの理解、生への希求や闘病心の支援等患者の心理やライフスタイルそのものの理解など幅広い豊かな識見も求められている。

さらにエイズ、MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)による院内感染などの新しい課題や複雑な社会構造の変化に対応するメンタルヘルスケアの問題等に積極的に対応していくためにも専門的な視点からの支援が可能となるように研修を積み重ねることが必要である。

また、人口の高齢化の急激な進展に伴い、老人を対象とした訪問看護や保健、福祉施設等看護婦等の職域は急速に広がりつつあり、新たな業務との調整機能について十分な知識が要求されるほか、看護における専門領域の確立のためには、研究者による研究活動はもとより、臨床の現場における知見をそこに働く看護婦等自らが集積していくことも重要である。このような観点から、関係者が協力し

て生涯にわたり自己の能力の開発と発展を図れるような支援体制を確立する必要がある。

2 指導的・管理的立場にある者の研修の必要性

病院等において看護業務を魅力ある働きがいのある業務としていくためには、指導的・管理的立場にある看護教員や看護管理者は、看護学生の教育や看護婦等の指導等を通してその実現を図ることができるようにする必要があり、そのためには看護教員や看護管理者の人間性・社会性を高め、かつ、看護教育の方法、病棟の管理運営の改善等について、知識・技術の向上に努めなければならない。

特に、こうした良きリーダーシップを発揮できる看護管理者を養成していくため、病院等とともに看護婦等自ら、あるいは職能団体の積極的な取組も望まれる。

3 生涯にわたる研修の体系化による資質の向上

看護婦等の生涯にわたる研修は看護婦等の就業場所を含め、個々の置かれている状況が多様であることから実施機関、実施方法等について種々の工夫が必要である。

看護婦等が専門職業人として成長するためには、看護婦等がたゆまぬ努力を重ねる必要があることは当然であるが、その専門性が適切に評価されつつ、生涯にわたり継続的に自己研鑽を積むことができるような研修システムの構築、有給研修制度の積極的導入等環境の整備に努める必要がある。

各病院等においては院外教育に頼るのみではなく、病院等自らが教育も充実させる等努力する必要がある。また、自己研鑽への動機づけを図り、意欲の向上を図るためには、多様な機関で体系化された研修が計画される必要がある。

また、看護系大学が現職看護婦等のリフレッシュのための教育・研修において積極的な役割を果たすことが期待される。

第5 看護婦等の就業の促進に関する事項

1 再就業の促進、定着促進及び離職の防止

今後、若年労働力人口の減少が予想される中、必要な看護婦等を確保していく上で、潜在看護婦等の再就業の促進が重要な課題となっている。

平成3年12月に策定した需給見通しを達成する上で、今後、更に再就業促進のための事業の強化に取り組んでいく必要がある。

また、看護婦等の就業継続期間を少しでも延長することができれば、実質的に看護婦等の数が増加したのと同じ効果があるので、若年人口の低下傾向の中にあって、離職防止と再就業の促進が重要である。離職理由としては、結婚、出産のほか、看護婦等に特有の勤務条件である夜勤等が挙げられるが、夜勤は看護婦等の職業の性格から生ずる避けがたい条件であるものの、個々の看護婦等が置かれた環境、家庭状況等にも配慮し、働きやすい勤務条件、職場づくりを進め、定着の促進及び離職の防止に努めていく必要がある。

2 職業紹介事業、就業に関する相談等の充実

公共職業安定所においては、従来から看護婦等の職業紹介も行っており、さらに、福祉重点公共職業安定所を中心に、看護婦等の再就業促進のための事業の強化を図っているところである。

看護婦等の就業を円滑に進めるための専門的な無料職業紹介事業は、従来より都道府県単位でナースバンク事業として行われてきており、同事業では職能団体としてのネットワーク等をいかしながら、働く意欲を持つ看護婦等の掘り起こしを行うとともに、ニーズに適した職場に就業できるように努めてきたが、さらに、平成4年度からはナースセンター事業として内容的にも充実して展開しつつある。

都道府県ナースセンターにおける職業紹介においては、就業を希望する看護婦等の経験、希望就業条件等とともに、看護婦等を雇用しようとする病院等側のニーズを把握し、必要に応じて指導する等の確かな職業紹介に努める必要がある。

公共職業安定所と都道府県ナースセンターは、相互に連携、協力を図りながら、職業紹介の充実を進めていく必要がある。

また、出産や育児等のために一定期間職場を離れていた看護婦等に対しては、円滑な職場復帰を進めるための研修を実施することも有意義である。さらに、紹介先の病院等においても円滑な受入れができるよう、経験、能力等に応じた研修、OJT(オンザジョブトレーニング)等を行う等の配慮も求められ、都道府県ナースセンターも病院等に対して適切な助言、援助を行うことが望ましい。

なお、紹介が成立しなかった事例については、公共職業安定所、都道府県ナースセンター等におい

て原因の分析等に努め、問題点等を病院等と検討し、紹介の成立に向けて改善方策等を検討していく必要がある。

3 潜在看護婦等の把握

再就業を推進していくためには、潜在看護婦等の動向の把握が極めて重要であるので、都道府県及び都道府県ナースセンターにおいては、病院等、看護婦等学校養成所、看護婦等就業協力員等関係者と相互に協力して、定期的に潜在看護婦等の動向を調査するとともに、就業の意向、条件への希望等を把握し、これを就業の促進にいかしていく必要がある。

また、直ちに就業することは希望しないものの、育児が一段落した後等将来における就業希望を持つ看護婦等に対しては、日頃から公共職業安定所、都道府県ナースセンター等において看護に関する情報提供に努めることにより、再就業を円滑化していくことが望ましい。

4 ナースセンター事業の支援

法によって指定法人として位置付けられる都道府県ナースセンターには、より多くの看護婦等と病院等が信頼して相談、求人・求職を依頼することが期待されるが、都道府県においては、看護婦等就業協力員等を活用しながら、ナースセンター事業の普及推進のための支援等に努めることが必要である。

特に、看護婦等確保推進者を設置しなければならない病院に対しては、都道府県、都道府県ナースセンター、公共職業安定所が連携、協力しながら、当該病院の看護婦等の確保の推進のために強力に支援していくことが重要である。

また、中央ナースセンターにおいても都道府県ナースセンターの支援、連絡調整に努めていく必要がある。

国においては、都道府県ナースセンター及び中央ナースセンターの事業が推進されるよう必要な支援を行うことが重要である。

5 その他

女性の多い看護婦等の中には、その置かれている家庭状況等から夜勤や常勤での就業をしない者も少なくないが、こうした看護婦等には、日中に業務を行うことが多い老人訪問看護事業等の昼間業務への就業促進やパートタイム労働者がより働きやすい勤務条件の整備を進め、人材を活用していく必要がある。

このため、病院等においては、未就業の看護婦等の就業の意向等を踏まえ、その受入れが図られるよう勤務体制等の工夫に努めるべきである。

第6 その他看護婦等の確保の促進に関する重要事項

1 国民の理解の向上

看護婦等の確保を進める上で、医療関係者をはじめ広く国民1人1人が、傷病者のお世話をする「看護」の重要性について理解と関心を深めることを通じて、国民全体の理解を進める必要がある。これにより、看護を専門とする看護婦等の社会的評価の向上も期待され、看護婦等の業務への誇りと就業意欲の向上につながるとともに、看護婦等を志望する者の増加により看護婦等の確保に資することが期待される。

また、国民は誰もが病を得ることがあることから、国民1人1人が傷病者等を看護することの重要性を理解し、家庭や病院等で看護に従事する者への感謝の念を持って接することが望ましい。このため、ナイチンゲールの誕生日である5月12日を「看護の日」とし、この日を含む一週間を「看護週間」としているところである。これらを中心として、その意識の高揚を図るための行事の開催等を通じ、傷病者等をお世話することの大切さを広く国民が再認識するための運動を展開することが効果的であり、その際、国民においても、広く看護に親しむ活動に参加することが望まれる。

こうした機会等で看護婦等自らが看護業務についてアピールしていくことは若者をはじめ広く国民の理解の向上につながっていくものと考えられる。

なお、学校教育においても、各学校段階を通して一日看護体験等のボランティア活動を含めた看護・福祉に関する勤労体験学習の機会の充実に努めるなど、これから看護の道を志す若者の看護婦等の役割に対する理解が促進されるよう適切な進路指導を行う必要がある。

2 調査研究の推進

近年、医学・医療の高度化・専門化や生活様式・価値観の多様化などにより、看護に対する国民のニーズも高度化・多様化しており、チーム医療の中で、専門職種としての看護業務の専門化やシステム化など技術水準等の向上が必要であるが、具体的な看護問題を解決していくための看護技術や看護ケアシステム等に関する研究体制は十分とは言えない状況にある。

このため、看護ケアの評価、在宅における看護技術等看護全般にわたる研究が求められており、国としてもこれらに対する支援策を講じていく必要がある。

看護婦等の人材確保の促進に関する法律の看護婦等確保推進者に係る留意事項について

平成4年10月21日
指 第 74 号
看 第 33 号

(厚生省健康政策局指導・看護課長連名から各都道府県衛生主管(部)局長あて通知)

看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号。以下「法」という。)については、厚生事務次官、労働事務次官及び文部事務次官連名通知(平成4年6月26日付け厚生省発健政第81号、労働省発職第151号、文高医第299号)及び厚生省健康政策局長、労働省職業安定局長及び文部省高等教育局長連名通知(平成4年10月21日付け健政発第676号、職発714号、文高医第299号)により通知されたところであるが、法の実施のうち看護婦等確保推進者に係る部分については、これらの通知のほか、以下の事項にも留意されたい。

記

1 7割に満たない状態の認定について

病院に有する看護婦等の員数が、標準人員の7割に満たない状態に至った場合には、当該病院においてこれを判断し、その開設者は看護婦等確保推進者を設置・任命し、これを都道府県知事に届け出るものとする。

この場合、「標準人員の7割に満たない状態」とは、月平均入院及び外来患者数により算定される標準看護婦等数で月末在職看護婦等数を除した数が、0.7未満となる月が3月連続している状態を意味するものであること。

2 届出の時期

看護婦等確保推進者の設置の届出は、「標準人員の7割に満たない状態」に至ったと認められるときは、速やかに行うべきものであるが、毎月の病院報告と併せて提出するものとする。

ただし、病院が当該病院の所在する都道府県ナースセンター又は公共職業安定所に対して求人の申込を行っている場合には、当該求人手続きの結果を確認するため、さらに3月間は設置・任命することを要しない。この場合にあつて、3月経過後においても、引き続き、月平均入院及び外来患者数により算定される標準看護婦等数で月末在職看護婦等数を除した数が0.7未満である場合には、設置・任命の上当該月の病院報告時に都道府県知事あてに届け出なければならない。

3 届出後の指導助言

看護婦等確保推進者を設置した旨届出があつた場合においては、ナースセンターに対する求人の依頼の状況を届け出た病院に確認すること。また、当該病院においては、継続して求人依頼を行っている必要があるが、当該病院に対し、看護婦等の確保に係る取組み状況を聴取し、必要に応じ助言されたい。さらに、定期的に求人依頼への対応状況を依頼元病院に対し連絡するようナースセンターに対して指導助言すること。

参考資料 5

平成 5 年 5 月 6 日
健政発第 297 号
改正 平成 6 年 11 月 9 日
健政発第 801 号

社団法人日本看護協会会長 殿

厚生省健康政策局長

中央ナースセンター事業の実施について

近年の医療機関等における看護職員の不足に対処し、看護職員の確保を図っていくためには、潜在看護職員の活用を一層促進することが必要である。

このため、平成 4 年度からナースセンター総合本部事業を実施しているところであるが、今般、看護婦等の人材確保の促進に関する法律及び基本指針が制定されたことに伴い、事業名を中央ナースセンター事業に変更し、都道府県ナースセンター事業をより強力に支援・指導することとし、別紙「中央ナースセンター事業実施要綱」を定め、平成 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので、これにより中央ナースセンター事業を実施されたい。

なお、平成 4 年 5 月 8 日健政発第 3 1 5 号厚生省健康政策局長通知の「ナースセンター総合本部事業実施要綱」については廃止する。

中央ナースセンター事業実施要綱

1. 目的

保健婦、助産婦、看護婦（士）及び准看護婦（士）（以下「看護職員」という。）の、未就業者の就業促進等看護職員の確保を図るため、都道府県ナースセンター事業の活動を支援・指導等都道府県ナースセンターを統括する事業を実施することにより、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

2. 事業内容

- (1) 都道府県ナースセンター事業に関する広報活動
- (2) 潜在看護職員の就業に関する意向調査
- (3) 求人条件と就業希望条件の調査、分析
- (4) 都道府県ナースセンター事業担当者会議の開催
- (5) 都道府県ナースセンターとの情報交換
- (6) 他都道府県に流出した潜在看護職員の調査、把握
- (7) 訪問看護を推進させるための調査、連絡調整
- (8) 電算機の運用
- (9) 上記事業に附帯する業務

3. 事業主体

中央ナースセンター事業の事業主体は社団法人日本看護協会とする。

4. 運営方法

中央ナースセンターの運営にあたっては、事業担当責任者を置き、都道府県ナースセンターと密接な連携を図ることにより円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

5. 国の補助

国は、予算の範囲で、中央ナースセンター事業に係る経費について別に定める基準（医療関係者養成確保対策費等補助金交付要綱）により補助するものとする。

参考資料6

健政発第800号

平成10年7月3日

各都道府県知事 殿

厚生省健康政策局長

都道府県ナースセンター事業の実施について

都道府県ナースセンター事業については、平成10年4月27日付け健政発第564号により貴職あて通知し、事業への積極的な取組みをお願いしたところである。

都道府県ナースセンター事業は、その実施の具体的な内容、方法等については都道府県に委ねられているものであるが、今般、都道府県において事業を実施する際の参考にするため、別添「都道府県ナースセンター事業実施要綱」をもって、事業内容の参考事例を示すこととした。

事業の実施に当たっては適宜これを参照するとともに、事業の積極的な実施について、今後とも格段のご配慮をお願いする。

都道府県ナースセンター事業実施要綱

1. 目的

保健婦（士）、助産婦、看護婦（士）及び准看護婦（士）（以下「看護職員」という。）で、未就業の者に対し就業促進に必要な事業、看護業務等のPR事業及び訪問看護に従事する者の資質の向上等訪問看護の実施に必要な支援事業（以下「都道府県ナースセンター事業」という。）を行い、医療機関等の看護職員の確保及び在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

2. 事業内容

- (1) 未就業看護職員の実態と就業希望条件等の把握及び看護職員需要施設の把握
 - ア 未就業看護職員名簿の作成
未就業看護職員実態調査及び離職者調査を実施し、名簿を整理する。
 - イ 看護職員需要施設調査の実施及び名簿の作成
看護職員需要対象施設に対し調査を実施し、名簿を作成する。
 - ウ 未就業者の就業の状況を把握する。
- (2) 就業に関する相談指導
就業希望者に対し、
 - ① 就業を容易にするための看護技能知識についての相談、就業に関する指導を行う。
 - ② 公共職業安定所との連携を図りつつ、コンピュータシステムを利用して求人状況に関する情報の提供、就業のあっ旋を行う。
- (3) 新しい医学、看護に関する情報の提供
新しい医学、看護の技術、知識に関する情報提供を行うとともに、就業を希望する者に対して最近における看護についての知識及び技術を習得させ、職場復帰を容易にするための看護力再開発講習会を開催する。
- (4) 看護職員リフレッシュ研修会の実施
新卒就業後3年程度の看護職員に対し、同年代の仲間との交流を通して心身をリフレッシュさせ自己啓発の意欲を持たせるための看護職員リフレッシュ研修会を開催する。
- (5) 「看護の心」普及事業
(看護業務のPR事業及び進路相談の実施)
中・高校生及び学校の進路指導担当者等を対象に、看護業務についての知識と理解を深めさせるためのPR及び進路相談事業を行う。
- (6) 支所による再就業相談事業の実施
看護職員の需要・供給が多い地域を重点地域として、都道府県内に支所を設置し、再就業の相談及び無料の職業紹介事業を行う。
- (7) 訪問看護婦養成講習会の実施
訪問看護に携わる看護婦等に対して、訪問看護事業の実施に必要な基本的知識及び技術を修得させるための訪問看護婦養成講習会を開催する。
- (8) 訪問看護支援事業の実施
訪問看護に従事する看護婦等からの相談、情報交換を実施し訪問看護に関わる機器を提示し、使用方法を紹介する。

- (9) 訪問看護相談事業の実施
在宅療養者、家族、医療従事者等に対して、訪問看護に関する情報提供、利用及び開設に関する相談を行う。
- (10) 訪問看護事業の実態把握
医療機関等における訪問看護の実施状況を実態調査等により把握する。
- (11) 都道府県ナースセンター事業運営委員会の開催
円滑かつ効率的な都道府県ナースセンター事業の実施方法を検討するため、求人側、求職側、訪問看護事業関係者及び医療関係団体等を構成メンバーとする都道府県ナースセンター事業運営委員会を開催する。
- (12) 中央ナースセンターとの連携
中央ナースセンターとの連携を図り、コンピュータシステムを利用して潜在看護職員等に関する情報交換を行う。
- (13) 看護職員確保対策連絡協議会
都道府県、都道府県ナースセンター、看護婦等の人材確保の促進に関する法律に規定されている看護婦等確保推進者や看護婦等就業協力員のほか、公共職業安定所等を構成メンバーとする看護職員確保対策連絡協議会を都道府県ナースセンターに設置し、
 - ① 当該都道府県における看護職員確保の状況の把握や見通しを協議する。
 - ② 看護婦等確保推進者を交えて個別病院における取組みに関し事例検討を行う。
 - ③ ②を踏まえて、人材確保のための方策を協議し、助言、指導を行う。
- (14) 潜在看護職員の把握調査
都道府県内の人口が集中している地域の世帯に対し、「在宅潜在看護職員に対するアンケート調査票」を配布し、在宅潜在看護職員から当該アンケート票を回収し、潜在看護職員を把握することにより、ナースバンクニュースの送付や再就業相談につなげ、看護力再開発講習会受講の勧誘等再就業を容易にする。

3. 事業主体

都道府県ナースセンター事業の事業主体は都道府県とする。

なお、事業の目的達成のため必要があるときは、都道府県は業務の一部又は全部を関係団体に委託する。

4. 運営方法

- (1) 都道府県ナースセンター事業の運営に当たっては看護に関する知識を有する者を従事させるとともに、各事業毎の担当者を定める。
- (2) 都道府県ナースセンター事業に従事する職員は、業務上知り得た個人に関する秘密を厳守する。
特に、未就業看護職員名簿については部外秘とする。
- (3) 訪問看護に関する事業の実施に当たっては、保健所、市町村等との連携を十分に図る。
- (4) コンピュータシステムを利用して個人に関する情報を取り扱うときの情報管理は、適切に行う。

参考資料 7

看 第 1 7 号

平成10年7月3日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生省健康政策局看護課課長

都道府県ナースセンター事業について

都道府県ナースセンター事業については、平成10年7月3日付け健政発第800号をもって、厚生省健康政策局長から貴都道府県知事あて通知したところであるが、標記については、別添「都道府県ナースセンター事業実施要領」により、事業内容の参考例等を示すので、適宜これを参照するとともに、事業の積極的な実施について、今後とも格別の御配慮をお願いする。

都道府県ナースセンター事業実施要領

1. 目的

医療の高度化・専門等が進む中で、看護職員（保健婦（士）、助産婦、看護婦（士）及び准看護婦（士）という。以下同じ。）の需要は増大することが見込まれており、看護職員の人材確保は重要な課題となっている。

このため、都道府県における看護職員の就業の促進・確保の拠点となる都道府県ナースセンターにおいて、潜在看護職員の活用等看護職員確保対策の総合的な推進及び在宅医療サービスの一環として行う訪問看護の促進を図ることを目的とする。

2. 事業内容等

- | | | | |
|-----|-----------------|----|---|
| (1) | 看護力再開発講習会事業 | 別紙 | 1 |
| (2) | 看護職員リフレッシュ研修会事業 | 別紙 | 2 |
| (3) | 支所による再就業相談事業 | 別紙 | 3 |
| (4) | 訪問看護婦養成講習会事業 | 別紙 | 4 |
| (5) | 訪問看護の支援事業 | 別紙 | 5 |
| (6) | 訪問看護に関する相談事業 | 別紙 | 6 |
| (7) | 訪問看護事業の実態把握事業 | 別紙 | 7 |

別紙 1

看護力再開発講習会事業

1. 目的

看護職員の免許所有者で現在看護業務についていない者のうち、就業を希望する者に対して最近における看護についての知識及び技術を習得させ、もって職場復帰を容易にし、看護職員確保に資することを目的とする。

2. 講習会の実施

講習会は都道府県が開催する。

3. 受講対象者

看護職員の免許所有者で現在看護業務についていない者

4. 実施方法

(1) 期間

1週間とする。

(2) 講習科目

講習科目等は次により定める。

ア 看護の動向

イ 最近の医療内容と看護業務

ウ 看護職員の役割及び病院における看護部門の役割

エ 看護技術

オ 新薬の知識

カ 看護職員に必要な治療、検査の知識

キ 最近の医療機械、器具及びその取扱い

ク 臨床実習及び見学（概ね15時間とする。）

ケ その他必要な科目

(3) 講師

適任者を選定の上依頼する。

(4) 受講人員及び開催回数

ア 受講人員は、1回当たり30人とする。

イ 開催回数は、3回とする。

(5) 講習会場

受講者の便宜を考慮して開催地を定め、できる限り病院、看護婦等養成所の施設を利用する。

別紙 2

看護職員リフレッシュ研修会事業

1. 目的

新卒就業後3年程度の看護職員に対し、同年代の仲間との交流を通して心身をリフレッシュさせ自己啓発の意欲をもたせることにより、離職防止に資することを目的とする。

2. 研修の主旨

- (1) スポーツなどの共同体験を通して親睦を深め、仲間づくりを進める。
- (2) 仲間と共に語り合い新たな自分を見出し、自己啓発の機会とする。
- (3) 先輩や仲間とのふれあいを通して、リフレッシュの機会とする。

3. 研修会の実施

研修会は都道府県が実施する。

4. 研修対象者

新卒就業後3年程度の看護職員

5. 実施方法

- (1) 期間
1回当たり3日間程度とする。
- (2) 研修人員及び開催回数
ア 研修人員は、1回当たり100人とする。
イ 開催回数は、年2回とする。
- (3) 会場
宿泊研修が可能な場所とする。

支所による再就業相談事業

1. 目的

看護職員の需給数が多い地域を重点地域と定めて支所を設置し、未就業看護職員の
実態、就業希望条件、求人求職情報、並びに最新の医療、看護情報の提供等再就業相
談事業を実施し、都道府県ナースセンターを支援することを目的とする。

2. 相談の実施

談事業は都道府県が行う。

3. 対象者

看護職員の免許所有者で現在看護業務についていない者。

4. 実施方法

設置個所

相談事業を行うのに適当と思われる地域を選定し、支所を設置する。

別紙 4

訪問看護婦養成講習会事業

1. 目的

訪問看護に携わる看護婦等に対して訪問看護事業の実施に必要な基本的知識と技術を修得させ、質の高い訪問看護の提供に資することを目的とする。

2. 講習会の実施

講習会は都道府県が開催する。

3. 受講対象者

訪問看護に従事する看護職員（従事予定者を含む。）

4. 実施方法

(1) 期間

30日間程度とする。

受講者が参加しやすいように開催方法に配慮し実施する。

(2) 講習科目

講習科目及び時間数は、別紙4-2訪問看護婦養成講習会カリキュラムを基本とし定める。

(3) 講師

適任者を選定の上依頼する。

(4) 受講人員及び開催回数

ア 受講人員は、1回当たり20～30人とする。

イ 開催回数は、年3回とする。

(5) 講習会場等

受講者の便宜を考慮して開催地を定め、演習、実習を行う際には、看護婦等養成所、病院、保健所、市町村等の協力を得て効果的に行う。

(6) 修了証書の交付

講習会修了者には、修了証書を交付する。

訪問看護師養成講習会カリキュラム

科目	目的 (ねらい)	学習目標	教育内容	時間数	
I 訪問看護概論	訪問看護の概要を理解し、在宅で求められている看護の特性や基本姿勢を学ぶ。	1 訪問看護の概要を理解する。	1) 日本における訪問看護の状況 2) 訪問看護の変遷	3) 訪問看護の種類と場の特性	12
		2 訪問看護の特性を理解する。	1) 訪問看護の意義・目的 2) 利用者の特性 3) 生活を中心とした看護の視点	4) 健康・疾病や障害のレベルに合わせた看護の視点 5) 保健医療福祉を統合した視点	
		3 訪問看護婦の基本姿勢を身につける。	1) 利用者とその家族の主体性の尊重 2) 社会的責任	3) 在宅ケアにおけるチームワークとその責任	
		4 法制度を理解する。	1) 訪問看護の法的枠組		
II 対象論 訪問看護	利用者とその家族の特性を理解する。	1 利用者の理解ができる	1) 生活状況の理解 2) 身体面の理解 3) 心理面の理解	4) 社会生活面の理解 5) 生活環境の理解	6
		2 利用者の家族が理解できる。	1) 家族の機能・役割 2) 家族関係の特徴 3) 家族と地域の結付き、職業等	4) 高齢者、障害者、在宅療養者の家族におきやすい課題	
III 訪問看護	訪問看護活動に必要な基本的知識・技術の充実を図る。	1 訪問看護サービスの進め方を理解する。	1) 訪問看護者の把握、サービスの契約 2) 訪問看護事業の運営・管理 3) 訪問前の準備	4) 訪問時の対応 5) 訪問後の整理 6) 事後研究、研修	42
		2 訪問看護過程を学ぶ。	1) アセスメントと看護 2) 計画 3) 実施	4) 評価 5) ケアプランの作成	
		3 利用者及び家族を総合的に把握する面接技術を学ぶ。	1) 面接技術		
		4 患者の状態を正確に観察・測定し、解釈・分析して、看護ケアに活用できる。	1) 全身の観察及び看護診断技術		
		5 医学診断・治療内容・予後の見通しを正しく理解し、看護ケアに活用できるとともに、医師と協働できる。	1) 医師との連携による診断・治療状況、予後の見通しの把握と看護への活用 2) 現状の医学問題、起こりうる合併症、副作用の把握と医師への連絡・情報交換	3) 検査の意義及びその結果の把握、患者指導 4) 医師の指示による医療処置と実施結果の報告	
		6 家族の支援ができる。	1) 家族成員個々の自己実現への支援 2) 家族関係の調整	3) 家族介護者への支援 4) 家族の健康管理	
		7 家庭での基本的な療養生活の支援ができる。	1) 日常の療養生活におけるケアの方法 2) 療養生活日誌の記録と活用		
IV 方法論	対象に応じた訪問看護方法を理解する。	8 壮年期、老年期に多い病気を理解し、必要な看護ができる。	1) 成人疾患の特徴 2) 高齢者の疾患の特徴 3) 観察上の留意点	4) 起こりやすい病気と合併症発用性症候 5) 看護のポイント	66
		9 悪性腫瘍患者に必要な看護ができる。	1) 悪性腫瘍の種類と特徴 2) 観察上の留意点、ケアをする心構え	3) 起こりやすい症状 4) 家族支援 5) 看護のポイント	
		10 精神疾患患者や痴呆症患者を理解し必要な看護ができる。	1) 精神訪問看護の機能と役割 2) 精神疾患の特徴 3) 精神疾患患者への対応の仕方 4) 再発予防と治療継続のための援助	5) 痴呆の原因と種類 6) 痴呆症に伴う精神障害及び行動障害 7) 看護のポイント	
		11 難病患者に必要な看護ができる。	1) 難病の種類と特徴 2) 観察上の留意点、	3) 起こりやすい合併症 4) 看護のポイント	

科目	目的 (ねらい)	学習目標	教育内容	時間数
III 訪問看護方法論		12 感染を予防するとともに、感染患者に必要な看護ができる。	1) 感染症の種類と特徴 2) 感染経路と看護上の留意点 3) 起こりやすい感染症の予防と看護、家族指導 4) 感染症患者発生時の施設内連絡と対応	
		13 リハビリテーション看護が実践できる。	1) 家庭での日常生活に関するリハビリテーションの意義 2) リハビリテーション実施上のアセスメント 3) 実施運営上のポイント 4) 機能訓練教室・デイケアなどの活用 5) 家屋改造 6) 福祉機器・リハビリ用具	
		14 医療用具を装着している患者の看護ができる。	1) 関係する医師の役割確認、医療状態や主治医の方針、予後などの情報の把握 2) 医師の指示に基づく医療処置の実施上の留意点、記録、報告	
		15 急変時の看護ができる。	1) 訪問看護で遭遇しやすい急変 2) 看護のポイント 3) 家族への対応	
		16 終末時の看護ができる。	1) 自宅で迎える死 2) 入院が必要な場合や時期の判断、医療機関との連携 4) 在宅ケアや訪問看護に関連する民間のサービス	
IV 在宅ケアシステム論	保険医療福祉施策の動向を知り、訪問看護の位置付け・役割を理解する。	1 在宅ケアに関する国の施策と訪問看護の位置付け・役割を理解する。 2 医療機関の機能及び関係職種を理解する。 3 在宅ケアシステム	1) 保健医療福祉施策の動向 2) 訪問看護の諸制度 3) 所得保障 4) 関係職種 5) 在宅ケアシステムにおける訪問看護の役割 3) 社会資源の種類とその活用 4) 対象者が自ら必要なサービスを活用できるような援助としての活動	18
V 在宅ケアマネジメント論	生活を支える援助や社会資源の調整・チームワークを学ぶ。	1 ケアマネージメントを理解する。 2 ケアマネージメントの展開過程を理解する。	1) 必要な理由 2) 定義と目的 3) 内容、機関、職種 4) 看護職が行うマネジメントの特徴 1) 展開方法 2) 個別援助のケアマネージメント法 3) 家族単位のケアマネージメント法 4) チームワーク法	6
VI 総合実習	訪問看護が具体的、総合的に展開できるように各実習場所での実習を通して前記 I～V を関連付けて体験学習する。	1 各機関が独自の役割をもちながら関連性をもって機能していることを理解し、活用方法を学ぶ。 2 個々の対象への援助の実際を体験する。	<実習場所> 市町村役場、保健センター、保健所 病院・診療所 老人訪問看護ステーション 老人保健施設 特別養護老人ホーム 在宅介護支援センター 老人福祉センター デイサービスセンターなど	30
合計				180

注 1 研修方法は演習に重点をおき、より実践的な研修を行う。
2 訪問看護実習は受講者の経験により選択も可能である。

訪問看護の支援事業

1. 目的

訪問看護事業に従事する訪問看護婦等に対して、訪問看護事業を実施する上での相談、指導及び機器の紹介等を行うことにより、訪問看護事業の円滑な実施及び運営の促進を図ること目的とする。

2. 支援事業の実施

支援事業は都道府県が行う。

3. 対象者

訪問看護に従事している看護職員

4. 実施方法

(1) 訪問看護従事者の情報交換

訪問看護に従事している者及び今後従事しようとしている者を対象に年2回程度の情報交換会を実施する。

(2) 相談及び事例集の作成

訪問看護に従事する看護職員からの訪問看護に関する処遇困難事例の相談受付、訪問看護実施機関への出張相談及び事例研究等を行い、また、相談事例を集積した事例集を作成し、活用する。

(3) 訪問看護に係わる機器の紹介

訪問看護を行う上で必要な以下の機器（別紙5-2参照）を展示し、その普及を図る。

(4) その他留意事項

事業の実施に当たっては、保健所等と連携を図る。

別紙5－2

入浴用具	(簡易浴槽、洗髪器、ハンディシャワー等)
排泄用具	(便器、尿器、各種おむつ等)
機能訓練用具	(歩行器、重垂バンド、滑車、車椅子等)
医療用具	(血圧計、聴診器、カテーテル、カスト、消毒器、吸引器、吸入器等)
褥創予防用具	(エアマット、円座、ビーズクッション等)
訪問看護実習に必要な用具	

別紙 6

訪問看護に関する相談事業

1. 目的

在宅療養者及びその家族について、訪問看護事業のポスター、パンフレット等による情報提供等普及啓発を行い、訪問看護の理解を深めその活用を促進することにより、在宅医療の推進を図ることを目的とする。

2. 相談事業の実施

相談事業は都道府県が行う。

3. 対象者

在宅療養者及びその家族等

4. 実施方法

- (1) 訪問看護事業に関するポスター、パンフレット等を作成し、老人クラブ等関係者に対し情報提供及び広報活動を行う。
- (2) 訪問看護の利用者からの相談事業及び在宅療養に関する相談事業を行う。

訪問看護事業の実態把握事業

1. 目的

訪問看護の普及状況、対象者の要望、具体的看護内容、事業実施上の問題点等に関する実態調査を行い、訪問看護支援事業を実施する上での基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査の実施

調査は都道府県が行う。

3. 調査対象

訪問看護を実施している機関。

4. 実施方法

(1) 年1回程度、訪問看護の実施状況について実態調査を行う。

(主な調査事例)

- ① 訪問看護実施期間に関すること。
- ② 対象者、利用者の要望に関すること。
- ③ 実施している訪問看護内容に関すること。
- ④ 市町村等との連携に関すること。
- ⑤ 事業実施上の問題点に関すること。
- ⑥ 事業の運営に関すること。
- ⑦ その他の必要な事項

(2) 必要な事項の集計、分析を行い支援事業及び相談事業並びに訪問看護婦養成講習会に活用する。

(3) 実態調査の報告書を作成する。

5. その他留意事項

(1) 実態調査に当たっては、他の実績報告や調査等と重複しないように配慮する。

(2) 医療機関における訪問看護の実施が不明な場合は、全医療機関に対して、訪問看護事業の実施の有無を確認する一次調査を行い、二次調査として前項の実態調査を行う。

(3) 調査結果については、取り扱いに十分注意する。

参考資料 8

ナースセンター所在地一覧

2009年4月15日現在

都道府県	所在地	TEL	FAX
北海道ナースセンター	〒003-0027 札幌市白石区本通 16 丁目北 6-1 (社) 北海道看護協会内 1 階	011-863-6794	011-866-2244
青森県ナースセンター	〒030-0822 青森市中央三丁目 20-30 県民福祉プラザ 3 階 (社) 青森県看護協会内	017-723-4580	017-735-3836
岩手県ナースセンター	〒020-0117 盛岡市緑ヶ丘 2-4-55 岩手県看護研修センター 1 階 (社) 岩手県看護協会内	019-663-5206	019-663-5263
宮城県ナースセンター	〒980-0871 仙台市青葉区八幡 2-10-19 (社) 宮城県看護協会内	022-272-8573	022-276-4724
秋田県ナースセンター	〒010-0874 秋田市千秋久保田町 6-6 秋田県総合保健センター 5 階 (社) 秋田県看護協会内	018-832-8810	018-835-9522
山形県ナースセンター	〒990-2473 山形市松栄 1 丁目 5-45 (社) 山形県看護協会内	023-646-8878	023-646-8868
福島県ナースセンター	〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 福島県総合社会福祉センター 1 階 (社) 福島県看護協会内	024-521-1198	024-522-0263
茨城県ナースセンター	〒310-0034 水戸市緑町 3-5-35 茨城県保健衛生会館 3 階 (社) 茨城県看護協会内	029-225-8572	029-226-0493
栃木県ナースセンター	〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森 4 階 (社) 栃木県看護協会	028-625-3831	028-625-8988
群馬県ナースセンター	〒371-0007 前橋市上泉町 1858-7 (社) 群馬県看護協会内	027-269-5202	027-269-8601
埼玉県ナースセンター	〒338-0011 さいたま市中央区新中里 3-3-8 埼玉地域看護研修センター 2 階 (社) 埼玉県看護協会内	048-824-7266	048-833-8426
千葉県ナースセンター	〒261-0002 千葉市美浜区新港 249-10	043-247-6371	043-247-6620
東京都ナースプラザ (ナースバンク東京)	〒162-0815 新宿区筑土八幡町 4-17 (ナースバンク東京)	03-3359-3388	03-3359-3360
神奈川県ナースセンター	〒231-0037 横浜市中区富士見町 3 番 1 神奈川県総合医療会館 5 階	045-263-2101	045-263-2104
新潟県ナースセンター	〒951-8133 新潟市中央区川岸町 2-11 新潟県看護研修センター 1 階 ナースバンク (社) 新潟県看護協会内	025-233-6011	025-265-4188
富山県ナースセンター	〒930-0885 富山市鶴島字川原 1907-1 (社) 富山県看護協会内	076-433-5251	076-433-5281
石川県ナースセンター	〒920-0931 金沢市兼六元町 3-69 (社) 石川県看護協会内	076-225-7771	076-225-7788
福井県ナースセンター	〒918-8206 福井市北四ツ居町 601 (社) 福井県看護協会会館	0776-52-1857	0776-52-1858
山梨県ナースセンター	〒400-0807 甲府市東光寺 2-25-1 (社) 山梨県看護協会内 1 階	055-226-0110	055-222-5988
長野県ナースセンター	〒390-0802 松本市旭 2 丁目 11-34 看護総合センターながの	0263-35-0067	0263-34-0311
岐阜県ナースセンター	〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館第 1 棟 5 階 (社) 岐阜県看護協会内	058-277-1010	058-277-1011
静岡県ナースセンター	〒422-8067 静岡市駿河区南町 14 番 25 号 エスパティオ 3F	054-202-1761	054-202-1762
愛知県ナースセンター	〒466-0054 名古屋市昭和区円上町 26-15 愛知県高辻センター 1 階	052-871-0600	052-883-3686
三重県ナースセンター	〒514-0062 津市観音寺町字東浦 457-3 三重県看護研修会館別館 1 階	059-222-0466	059-222-0465
滋賀県ナースセンター	〒525-0032 草津市大路 2 丁目 11-51 滋賀県看護研修センター (社) 滋賀県看護協会内	077-564-9494	077-562-8998
京都府ナースセンター	〒604-0874 京都市中京区竹屋町通鳥丸東入ル清水町 375 ハートピア京都 7 階	075-222-0316	075-222-0528
大阪府ナースセンター	〒536-0014 大阪市城東区嶋野西 2-5-25 (社) 大阪府看護協会ナースングアート大阪 1 階	06-6964-5550	06-6964-5551
兵庫県ナースセンター	〒650-0011 神戸市中央区下山手通 5-6-24 (社) 兵庫県看護協会内	078-341-0240	078-341-0340
奈良県ナースセンター	〒634-0813 橿原市四条町 288-8 看護研修センター 1 階	0744-25-4031	0744-24-7703
和歌山県ナースセンター	〒641-0036 和歌山市西浜 1014-27 看護研修センター内 1 階	073-446-0121	073-446-0899
鳥取県ナースセンター	〒680-0901 鳥取市江津 318-1 看護研修センター 1 階 (社) 鳥取県看護協会内	0857-25-1222	0857-25-1223
島根県ナースセンター	〒690-0049 松江市袖師町 7-11 看護研修センター 1 階 (社) 島根県看護協会内	0852-27-8510	0852-25-3157
岡山県ナースセンター	〒700-0805 岡山市北区兵団 4 番 39 岡山県看護研修センター内	086-226-3639	086-226-0341
広島県ナースセンター	〒730-0803 広島市中区広瀬北町 9-2 (社) 広島県看護協会会館 1 階	082-293-9786	082-295-6749
山口県ナースセンター	〒747-0062 防府市大字上右田 2686 山口県看護研修会館新館 1 階 (社) 山口県看護協会内	0835-24-5791	0835-24-1230
徳島県ナースセンター	〒770-0003 徳島市北田宮 1 丁目 329-18 (社) 徳島県看護協会内	088-631-5544	088-632-1084
香川県ナースセンター	〒769-0102 高松市国分寺町国分 152-4 (社) 香川県看護協会看護研修センター 2 階	087-864-9075	087-864-9071
愛媛県ナースセンター	〒790-0843 松山市道後町 2 丁目 11-14 (社) 愛媛県看護協会内愛媛看護研修センター 1 階	089-924-0848	089-996-8425
高知県ナースセンター	〒780-8066 高知市朝倉 己 825 番 5 (社) 高知県看護協会内	088-844-0758	088-844-0053
福岡県ナースセンター	〒812-0054 福岡市東区馬出 4-10-1 ナースプラザ福岡	092-631-1221	092-631-1223
佐賀県ナースセンター	〒849-0201 佐賀市久保田町大字徳万 1997-1 (社) 佐賀県看護協会内	0952-51-3511	0952-68-3603
長崎県ナースセンター	〒854-0072 諫早市永昌町 23-6 (社) 長崎県看護協会内	0957-49-8060	0957-49-8063
熊本県ナースセンター	〒862-0901 熊本市東町 3-10-39 看護研修センター 1 階 (社) 熊本県看護協会内	096-365-7660	096-365-7640
大分県ナースセンター	〒870-0036 大分市寿町 2-6 看護研修センター 1 階 (社) 大分県看護協会内	097-534-6583 097-534-8118	097-537-2155
宮崎県ナースセンター	〒889-2155 宮崎市学園木花台西 2-4-6 (社) 宮崎県看護協会 1 階	0985-58-4525	0985-58-2939
鹿児島県ナースセンター	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町 21-5 看護研修会館 1 階 (社) 鹿児島県看護協会内	099-256-8025	099-256-8079
沖縄県ナースセンター	〒901-1103 島尻郡南風原町字与那覇 460 番地 沖縄県看護研修センター 2 階 (社) 沖縄県看護協会内	098-888-3128	098-888-3126

ナースセンター（支所）所在地一覧

都道府県	所在地	TEL	FAX
ナースセンター上川業務支所	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目北海道上川保健所内	0166-46-5282	0166-46-5282
ナースセンター渡島業務支所	〒041-8551 函館市美原4丁目6番16号渡島合同庁舎1階北海道渡島保健所内	0138-47-9160	0138-47-9160
ナースセンター帯広業務支所	〒080-0803 帯広市東3条南3丁目1北海道帯広保健所内	0155-21-3353	0155-21-3353
ナースセンター釧路業務支所	〒085-0038 釧路市花園町8番6号北海道釧路保健所内	0154-22-6685	0154-22-6685
ナースセンター北見業務支所	〒090-0018 北見市青葉町6番6号北海道北見保健所内	0157-61-6668	0157-61-6668
ナースセンター立川	〒190-0023 東京都立川市柴崎2-21-19 多摩・立川保健所2階	042-529-7077	042-529-7071
神奈川県ナースセンター川崎支所	〒211-0067 川崎市中原区今井上町34 和田ビル3階	044-744-2321	044-744-1463
神奈川県ナースセンター藤沢支所	〒251-0022 藤沢市鶴沼2131番地1 藤沢市保健所・南保健センター4階	0466-28-6164	0466-23-2301
神奈川県ナースセンター小田原支所	〒250-0014 小田原市城内1-22 衛生会館小田原看護専門学校	0465-23-6301	0465-23-8131
神奈川県ナースセンター相模原支所	〒229-0036 相模原市富士見6-1-1 相模原市総合保健医療センターA館5階	042-776-2480	042-776-2464
静岡県ナースセンター東部支所	〒410-0055 沼津市高島本町1-3 静岡県東部総合庁舎内別館2階	055-920-2088	055-920-2088
静岡県ナースセンター西部支所	〒430-0929 浜松市中区中央一丁目12番1号静岡県浜松総合庁舎10階	053-454-4335	053-454-4335
愛知県ナースセンター豊橋支所	〒440-0888 豊橋市駅前大通2-33-1 開発ビル4階	0532-52-1173	0532-52-1166